

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年11月16日

市川三郷町監査委員 中澤

尚

市川三郷町監査委員 内藤

優



実施箇所	実施年月日
一般会計	
特別会計	平成22年11月8日・11日・12日
上水道事業会計	15日
病院事業会計	

1. 監査事項

一般会計・特別会計・上水道事業会計・病院事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について

2. 監査対象期間

平成22年度

3. 監査執行者

中澤 尚 内藤 優

4. 監査結果

関係書類を監査した結果、一部の箇所で口頭注意事項があったものの、それ以外はおおむね適正に処理されていた。

なお、次の点について注意・指導する。

(1) 口頭注意事項

- ① 備品購入において、当該備品購入差金で別途品の購入予定があった。類似品ではあるが、所定の手続きを経た上で執行されたい。

- ② 予算執行状況の書類作成に伴い、調定額と収入済額の誤りがあった。単純な入力ミスと思われるが、便利になったコンピューター処理の落とし穴とも言えるが、このような計数表は行政事務の根幹である。心してチェック作業を怠らないこと。
- ③ 合併にともない町村名が変更になっているにもかかわらず、書類上旧町名で記載されているものがあった。

(2) 要望事項

- ① 町税他の滞納整理にあっては、全庁あげての取組みの中で、着々と成果をあげており、税の滞納処分についても、差し押さえすでに前年度1年間の実績を上回るなど納税者の事情にも配慮しながら取組んでいる様子が伺えた。介護保険事業などでは、制度そのもののへの不満を訴える方々もいるようだが、悪質と思われる方々への対応とともに辛抱強く取組まれるよう望む。
なお、その他の使用料・負担金・保険料等においても、同様に一層の努力を要望する。
- ② 超過勤務手当について、毎年課題として提起されるが、本年においても同様である。代休制を含め各課でそれぞれ工夫して支給しているようだが、代休がほとんど取れないなどの不満もあるようだ。管理職の指導のもと代休が取れるよう、不公平感をなくし、志氣を高めるうえでも、査定のあり方の工夫、健康管理上の配慮、表にあらわれない超過勤務時間の記録保存など、ひと工夫されるよう望む。
- ③ 病院、上水道の事業会計、国保特別会計等の運営にあたっては、問題が山積している。町民の理解を得ながら今後とも行政努力の中で経営改善に鋭意、努力を望む。

(3) その他

- ① 本年度は、特に指摘事項はなかった。
- ② 委託料の契約の取扱い、補助金などの交付時期については、概ね適正に執行されていた。又、臨時職員の賃金なども勤務形態や、有資格業務等で、一定の基準の中で支給されており適正と認められた。